

諮問第1号

退職手当支給制限処分に関する審査請求について

退職手当支給制限処分について次のとおり審査請求があったので、地方自治法第206条第2項の規定により諮問する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 審査請求書

別紙のとおり

2 処分庁の弁明の趣旨等

(1) 処分庁

福岡市教育委員会

(2) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(3) 理由

懲戒免職処分を受けた者に対しては、退職手当の全部を支給しないことが制度の原則であり、審査請求人の個別の事情を考慮しても、例外的に一部を支給する必要は認められなかったものであるから、本件退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）に当たって、その付与された裁量権の行使について逸脱又は濫用をしていない。

3 審理員の意見等

(1) 意見

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

諸般の事情を総合的に考慮するに、処分庁が退職手当を一部不支給にとどめるべき場合に該当するとは認められないと判断し本件処分を行ったことが、社会観念上著しく妥当性を欠くものであるとまではいえず、本件処分について、裁量権の逸脱又は濫用は認められないから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

すなわち、同委員会は、審査請求人の服務状況に問題がなかったこと及び深く反省していることを認めつつも、①審査請求人の職が高い倫理観・規範意識が求められる教育公務員であること、②教頭の立場にあること、③常習性が認められること、④被害者の心情を省みず自己の嗜好を満たすためとの動機から上記行為に及んでいること、及び⑤児童、保護者、社会に大きな衝撃と動揺を与えるとともに、福岡市教育に対する信頼を著しく損なうことを勧告し、本件処分が相当であると判断した（添付書類1）。

(3) しかしながら、本事件について、審査請求人は被害者と示談しており、本事件は、令和4年8月24日付で起訴猶予処分を受け、終結している。

また審査請求人に同種前科・前歴はないばかりか、本事件は常習犯として捜査されていたものもない。それにもかかわらず、同委員会は常習性を認定している（上記③）。

そして、審査請求人は、既に懲戒免職処分を受けており、また、教員免許取上げ処分を受ける予定である。なお審査請求人は、これら処分に対しては不服申立てを行う予定はない。

以上の事情に加え、審査請求人の勤続期間が30年以上に渡り、かつその間服務状況に問題がなかったことを考慮すると、退職手当等の全部を不支給とする処分は重きに失すると言わざるを得ない。

同委員会は、以上の事実を考慮せずに、本件処分を下しているから、行政事件訴訟法30条に違反しており、取り消されるべきである。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福岡市長に審査請求をすることができる。」との教示を受けた。

〔添付書類〕

略